

令和5年度守谷市通学区域審議会審議経過について

1 設置経緯

本市は県南地区に位置し、旧日本住宅公団による宅地開発やつくばエクスプレス（TX）開業の影響で、昭和50年代から局地的な人口増加を経てきており、結果として市域約36km²の中に過大規模校、適正規模校、小規模校が並立する状況となっている。

特に近年はTX守谷駅周辺の宅地開発に伴い、駅近辺にある黒内小学校が過大規模化したことから、早急な対策を講じるとともに、中長期的に市内小中学校を適正規模で推移させるための適正規模・適正配置方針を策定するため、令和5年度に当該審議会を設置した。

2 諮問事項

(1) 過大規模校となっている黒内小学校の対応について

→ 令和6年度実施可能対策・令和7年度以降実施対策

(2) 守谷市立小学校及び中学校の適正配置について

3 検討経緯

令和5年5月 守谷市通学区域審議会設置・第1回通学区域審議会（諮問）

8月 第2回通学区域審議会（令和6年度対策について答申）

10月 第3回通学区域審議会（令和7年度対策案審議）

12月 第4回通学区域審議会（令和7年度対策案審議）

令和6年1月 令和7年度対策案についての市民意見聴取

第5回通学区域審議会（令和7年度対策案内容調整審議）

2月 松並青葉地区事前説明会（17・18・23日）

3月 第6回通学区域審議会（令和7年度対策について答申）

4 令和6年度対策（令和5年8月答申・決定済）

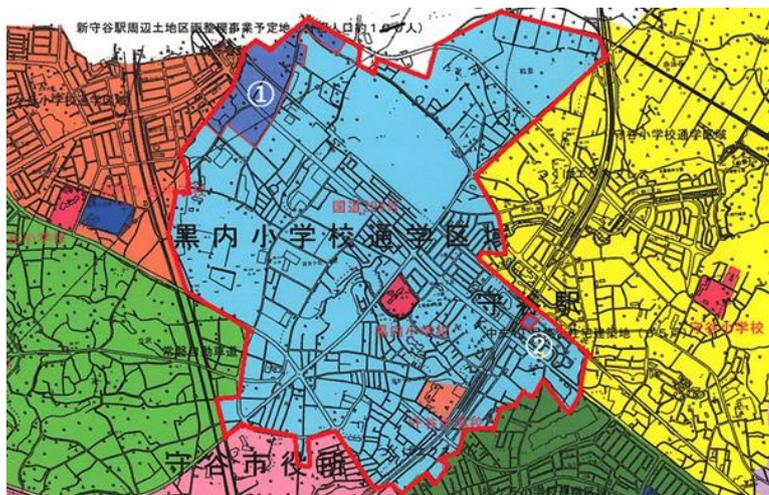
(1) 過大規模校に関する就学校変更基準の見直し

- ・ 黒内小学校区以外の学区からの、黒内小学校への就学校変更を制限
- ・ 学年途中の転居の場合、黒内小学校への通学継続を学年末までに制限
- ・ 黒内小学校から普通教室数に余裕のある学校への就学校変更を認める基準を新設

(2) 通学区域一部変更

①（仮称）新守谷駅周辺土地画整理事業予定地（黒内小学校→御所ヶ丘小学校）

② 中央四丁目共同住宅（黒内小学校→守谷小学校）



5 令和7年度対策（令和6年3月答申・決定済）

（1）過大規模校に関する就学校変更基準の運用継続

＊過大規模校から他校への就学校変更を促すため、各校の情報発信を強化（学校動画の作成及び発信・小学校説明会及び小学校施設見学会の実施）

（2）スクールバス通学による特定地域選択制度の導入

・対象地区：松並青葉地区（一丁目～四丁目）

・対象学年：令和7年度新1年生（希望があれば他学年も可）

・概要：①松並青葉地区を特定地域（本来の就学校のほか他校を選択できる地域）に指定（選択校：御所ヶ丘小学校、郷州小学校）

②御所ヶ丘又は郷州小学校を選択した児童対象のスクールバスを導入

（3）通学区域の変更協議の継続

通学路の安全性や通学時間、地域性などを十分に考慮しながら、引き続き適正規模を目指して地域と協議する。

＊協議中地区：レクセルプラザ守谷、さつき台、大原、原本町

（4）黒内小学校の教育活動支援策

・特別教室及び余裕教室の確保
学校敷地内へのプレハブ設置

・運動スペースとして中央黒内公園を利用

・登下校時の安全確保

通学ルートの見直し等について、学校及びPTAと協議中

【参考】 諮問書



守教委発第157号
令和5年5月29日

守谷市通学区審議会会長 様

守谷市教育委員会



守谷市立小学校及び中学校の通学区域について(諮問)

守谷市通学区審議会条例(平成3年守谷市条例第20号)第1条の規定に基づき、下記の事項について諮問します。

記

1 諮問事項

- (1) 過大規模校となっている黒内小学校の対応について
- (2) 守谷市立小学校及び中学校の適正配置について

2 諮問理由

守谷駅周辺の宅地開発に伴い、当該地区への人口集中が続いた結果、駅近辺にある黒内小学校が過大規模化する一方で、市内他地区において小規模校が並立する状況となっています。

この現状を踏まえ、黒内小学校を適正規模とするための対応とともに、中長期的に市内小中学校を適正規模で推移させるための適正配置方針について、審議をお願いするものです。

3 答申期限

- (1) 令和6年度に実施可能な対応 令和5年10月31日まで
- (1) 令和7年度以降実施可能な対応 令和7年3月31日まで
- (2) 令和7年3月31日まで

【参考】第一次答申書

令和5年8月28日

守谷市教育委員会 御中

守谷市通学区域審議会
会長 藤井 穂高



守谷市立小学校及び中学校の通学区域について(答申)

令和5年5月29日付け守教委発第157号で諮問のあった標記の件のうち、令和5年10月末までに答申を求められた「令和6年度に実施可能な対応」について、下記のとおり答申します。

記

1 諮問内容

過大規模校となっている黒内小学校の対応(令和6年度に実施可能な対応)について

2 諮問理由

守谷駅周辺の宅地開発に伴い、黒内小学校が過大規模化しており、適正規模とするための対応が必要となっているため。

3 答申

黒内小学校の通学区域について、就学校変更基準の見直し、一部通学区域の変更を行うことが妥当と考える。

(1) 実施時期

令和6年4月1日

(2) 実施内容

① 就学校変更基準の見直し

過大規模校化した学校においては、就学校変更を認める基準のうち、学年途中で転居した場合に認められる就学校変更受入期間を学年末までに変更する(要件1)とともに、以下事由による就学校変

更希望の受入先としては認めないこととする。

(不許可となる要件)

- ・住民登録以外の学区の町内会に加入するなど希望学区の地区活動に密接な関係にある場合(要件9)
- ・指定校に対応する特別支援学級がない場合や心身上の理由による就学への配慮が必要な場合(要件10)
- ・いじめ・不登校の解消のために転校を希望する場合(要件11)

併せて、新入学児童の就学指定校が過大規模校である場合、保有教室数に余裕がある他の学校への就学を希望できることを、就学校変更要件として新たに設定する。また、就学先校の大規模校化を防ぐため、学校規模に応じた受入枠を事前に設定すること。

なお、上記事由により就学校を変更した場合、進学先となる中学校については、本市の保幼小中高一貫教育の観点から、原則、選択した小学校の通学区域に基づく中学校となるが、保護者の希望により本来の就学校の通学区域に基づく中学校を選択できるものとする。

②一部通学区域の変更

守谷市中央四丁目12番地1他に建設される共同住宅を黒内小学校通学区域から守谷小学校通学区域に、(仮称)新守谷駅周辺土地区画整理事業施行区域内に含まれる黒内小学校通学区域を御所ヶ丘小学校通学区域に変更する。

(3) 適用期間

(2)①については、黒内小学校児童数が800人台となった場合、又は市内小中学校の適正規模維持の観点から見直しが必要となった場合、運用継続の是非について検討すること。

4 付帯意見

(1) 対応策実施に対する配慮

黒内小学校通学区域内に居住、又は居住予定の者及び該当地域関係者に対して、今回運用される対応策について十分な周知を行うこと。特に、過大規模校から、普通教室に余裕のある他校へと就学校を変更するための変更要件新規設定については、該当校の保護者に対して、制度のみならず市内各校の情報も周知し、適切な選択ができるよう努めること。

また、今回通学区域の一部変更を実施するが、実際に児童の通学が

開始される際には、交通事情を考慮し、安全確保を第一に考えた通学路を、学校やP T A、地域などと連携を図って事前に検討すること。

(2) 児童推計値に応じた対応策

今回の対応策を実施した場合であっても、黒内小学校の過大規模校化は急激に鈍化せず、令和8年度又は9年度に教室数が不足する可能性がある。市として、これを重く受け止め、児童の適切な教育環境確保の観点から、更なる対策を早急に検討・実施していく必要がある。

5 審議経過

(1) 令和5年5月以降、審議会及び学校施設見学会等を経て、以下内容について教育委員会から報告・説明を受けたほか、全体での質疑と意見交換、学校現場との質疑応答などを行った。

- ・市内小中学校の児童生徒数の現状
- ・黒内小学校児童数の推計状況
- ・想定できる黒内小学校対応策案とその長短
- ・私立小中学生保護者、未就学児保護者、一般市民、市内小中学校教職員対象のアンケート調査結果
- ・通学区域変更の検討対象となった地域内住宅及び集合住宅開発事業者の意向確認結果

(2) 全体を通して、児童の適切な教育環境確保を最優先するとともに、黒内小学校の過大規模校化を解消させるという観点だけではなく、市内の全公立小中学校の適正配置を見据えた中長期的な視点を持って審議に当たることを基本とした。

【参考】第二次答申書

令和6年3月7日

守谷市教育委員会 御中

守谷市通学区域審議会
会長 藤井 穂高



守谷市立小学校及び中学校の通学区域について(答申)

令和5年5月29日付け守教委発第157号で諮問のあった標記の件のうち、令和7年3月末までに答申を求められた「令和7年度以降実施可能な対応」について、下記のとおり答申します。

記

1 諮問内容

過大規模校となっている黒内小学校の対応（令和7年度以降実施可能な対応）について

2 諮問理由

守谷駅周辺の宅地開発に伴い、黒内小学校が過大規模化しており、適正規模とするための対応が必要となっているため。

3 答申

黒内小学校の通学区域について、過大規模校から保有教室数に余裕のある学校への就学校変更基準の運用継続及び特定地域選択制の一部導入のほか、通学区域の変更についても引き続き検討していくことが妥当と考える。

(1) 対応内容

① 保有教室数に余裕のある学校への就学校変更基準の運用継続

令和6年4月から適用される、黒内小学校通学区域内に居住、又は居住予定の児童は、保護者の希望に応じて保有教室数に余裕がある他の学校へ就学することができる就学校変更基準の運用を継続

する。

② 特定地域選択制度の導入

黒内小学校通学区域の内、松並青葉地区（一丁目～四丁目）に居住、または居住予定の児童は、黒内小学校のほか、保有教室数に大きく余裕のある御所ヶ丘小学校又は郷州小学校への就学を選択することができる特定地域選択制度を導入する。

③ 通学区域の変更

黒内小学校通学区域の変更については、通学路の安全性や通学時間、地域性などを十分に考慮しながら、引き続き適正規模を目指して地域と協議する。

(2) 実施時期

(1) ②については、令和7年4月からの開始とする。

(3) 適用期間

(1) ①②については、黒内小学校児童数が800人台となった場合、又は市内小中学校の適正規模維持の観点から見直しが必要となった場合、運用継続の是非について検討すること。

4 付帯意見

(1) 就学校変更基準の運用継続及び特定地域選択制度の導入に際しての配慮

令和7年度の黒内小学校入学予定児童及び保護者のほか、市民全体に対して、過大規模校の現状について十分な周知を行うこと。また、就学校変更基準の運用継続及び特定地域選択制度の導入については、黒内小学校通学区域内に居住、又は居住予定の方及び該当地域関係者に対して、丁寧な説明を行うこと。さらに、就学校変更及び学校選択を行う上で、市内各校の情報は大切な判断根拠となるため、積極的に情報提供を行い、保護者が子どものために適切な選択ができるよう努めること。

また、特定地域選択制度が導入される松並青葉地区に対しては、遠距離通学となることからスクールバスを導入し、児童の安全・安心を確保すること。

併せて、保護者の判断により就学校変更や学校選択を行った児童又は行わなかった児童が、いずれの学校においても心身ともに健やかな学校生活を送れるよう、市及び学校は、スクールソーシャルワーカーなどを起用した支援体制を整備すること。

最後に、就学校変更等を行った場合の中学校への通学路について、生徒の通学が始まる前までに、学校や保護者、道路管理者等と連携して確実に安全確保を図ること。

(2) 通学区域変更の継続審議に対する検討事項

就学校変更基準の運用継続及び特定地域選択制度導入の結果に関わらず、守谷駅周辺地区への人口集中状況を考慮し、適正規模を目指した通学区域の変更について、継続協議を行うこと。その際には、通学路の安全確保や通学時間、地域性を考慮し、地域の理解が得られるよう丁寧に協議を進めていくこと。また、通学区域の変更を行うことになり、実際に児童の通学が開始される際には、交通事情を考慮し、安全確保を第一に考えた通学路を、学校やPTA、地域などと連携を図って事前に検討すること。

(3) 児童推計値に応じた対応策

今回の対応策を実施した場合であっても、黒内小学校の過大規模校化は急激に鈍化せず、令和8年度以降に教室数が不足する可能性がある。市はこれを重く受け止め、児童生徒の適切な教育環境確保に努めること。また、中長期的な小中学校の適正配置の観点から、児童生徒数推計を毎年度行うとともに、適切な対策を庁内全体で検討すること。

(4) 全体を通じての意見

今回の対応策検討経過を振り返り、過大規模校の現状や当審議会の審議内容を十分に地域に周知できなかったことは大きな反省点である。今後は審議経過等についてより広く地域に開示し、早い段階から地域意向を聴取すること。

5 審議経過

- (1) 令和5年5月以降、審議会及び学校施設見学会等を経て、全体での質疑と意見交換、学校現場との質疑応答などを行った。教育委員会では、審議会で作された対応策案についての地域との意見交換会、地区アンケート、事前説明会等を開催し、集約した意見等の報告を行った。
- (2) 審議においては、児童の適切な教育環境確保を最優先するとともに、黒内小学校の過大規模校化を解消させるという観点だけではなく、市内の全公立小中学校の適正配置を見据えた中長期的な視点を持って協議することを基本とした。